

事務検査に関する決議

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記

1 検査事項

- (1) 選挙管理委員会所管事務等に関する事項
- (2) 住民基本台帳事務等に関する事項
- (3) 庁舎管理等に関する事項
- (4) 文書管理等に関する事項
- (5) 電子機器の管理等に関する事項

2 検査方法

- (1) 関係書類等の提出を求める。
- (2) 検査は総務経済常任委員会に付託して行う。

3 検査権限

本議会は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を総務経済常任委員会に委任する。

4 検査期限

総務経済常任委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。